

○ 農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年内閣府・財務省・農林水産省令第三号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

<p>（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令） 第一条 農林中央金庫法（以下「法」という。）第八十五条第二項の主務省令で定める農林中央金庫の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条及び第三条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおりとする。 「一・二 略」 三 単体レバレッジ比率（第八項に規定する単体レバレッジ比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分</p>		命令
自己資本の充実の状況に係る区分	レバレッジ非対象区分	レバレッジ第一区分
単体レバレッジ比率が最低単体レバレッジ比率以上である場合	単体レバレッジ比率が最低単体レバレッジ比率の二分の一の比	単体レバレッジ比率が最低単体レバレッジ比率の二分の一の比
		「略」
<p>（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令） 第一条 「同上」</p>		命令
自己資本の充実の状況に係る区分	レバレッジ非対象区分	レバレッジ第一区分
単体レバレッジ比率が三パーセント以上である場合	単体レバレッジ比率が一・五パーセント以上三パーセント未満で	単体レバレッジ比率が一・五パーセント以上三パーセント未満で
		「同上」

レバレッジ・バツ	自己資本の充実の状況に係る区分	命 令	レバレッジ第二 区分の二	レバレッジ第二 区分の二	レバレッジ第二 区分の二
			「略」	「略」	「略」
レバレッジ・バツ	単体レバレッジ・バツ		レバレッジ第二 区分の二	レバレッジ第二 区分の二	レバレッジ第二 区分の二
			単体レバレッジ 比率が〇パーセ ント以上最低単 体レバレッジ比 率の四分の一の 比率未満である 場合	単体レバレッジ 比率が〇パーセ ント以上最低単 体レバレッジ比 率の四分の一の 比率未満である 場合	レバレッジ第二 区分の二
			「略」	「略」	「略」

四 単体レバレッジ・バツファア比率（第十項に規定する単体レバレッジ・バツファア比率をいう。第三条において同じ。）を指標とする区分

レバレッジ第二 区分の二	レバレッジ第二 区分の二	レバレッジ第二 区分の二	レバレッジ第二 区分の二	レバレッジ第二 区分の二	レバレッジ第二 区分の二
			「同上」	「同上」	「同上」
レバレッジ第二 区分の二	レバレッジ第二 区分の二	レバレッジ第二 区分の二	レバレッジ第二 区分の二	レバレッジ第二 区分の二	レバレッジ第二 区分の二
単体レバレッジ 比率が〇パーセ ント以上〇・七五 パーセント未満 である場合	単体レバレッジ 比率が〇パーセ ント以上〇・七五 パーセント未満 である場合	単体レバレッジ 比率が〇・七五パ ーセント以上一・ 五パーセント未 満である場合	単体レバレッジ 比率が〇・七五パ ーセント以上一・ 五パーセント未 満である場合	単体レバレッジ 比率が〇・七五パ ーセント以上一・ 五パーセント未 満である場合	単体レバレッジ 比率が〇・七五パ ーセント以上一・ 五パーセント未 満である場合
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」

「号を加える。」

<p>分 フ ア ー 非 対 象 区</p>	<p>レ バ レ ッ ジ ・ バ ッ フ ア ー 第 一 区 分</p>
<p>バ ッ フ ア ー 比 率 が 最 低 単 体 レ バ レ ッ ジ ・ バ ッ フ ア ー 比 率 以 上 で あ る 場 合</p>	<p>単 体 レ バ レ ッ ジ ・ バ ッ フ ア ー 比 率 が 最 低 単 体 レ バ レ ッ ジ ・ バ ッ フ ア ー 比 率 の 四 分 の 三 の 比 率 以 上 最 低 単 体 レ バ レ ッ ジ ・ バ ッ フ ア ー 比 率 未 満 で あ る 場 合</p>
<p>外 部 流 出 制 限 計 画 （ 外 部 流 出 額 の 制 限 に 係 る 内 容 ） 調 整 税 引 後 利 益 の 六 十 パ ー セ ン ト の 額 か ら 、 そ の 事 業 年 度 に お い て 既 に 支 出 し た 外 部 流 出 額 を 控 除 し た 額 （ 当 該 額 が 零 を 下 回 る 場 合 に は 、 零 と す る ） を 上 限 と し て 外 部 流 出 額 を 制 限 す る 内 容 を い う 。） を 含 む 単 体 レ バ レ ッ ジ ・ バ ッ フ ア ー 比 率 を 回 復 す る た め の 合 理 的 と 認 め ら れ</p>	<p>外 部 流 出 制 限 計 画 （ 外 部 流 出 額 の 制 限 に 係 る 内 容 ） 調 整 税 引 後 利 益 の 六 十 パ ー セ ン ト の 額 か ら 、 そ の 事 業 年 度 に お い て 既 に 支 出 し た 外 部 流 出 額 を 控 除 し た 額 （ 当 該 額 が 零 を 下 回 る 場 合 に は 、 零 と す る ） を 上 限 と し て 外 部 流 出 額 を 制 限 す る 内 容 を い う 。） を 含 む 単 体 レ バ レ ッ ジ ・ バ ッ フ ア ー 比 率 を 回 復 す る た め の 合 理 的 と 認 め ら れ</p>

	レバレッジ・バツ ファア第二区分
	単体レバレッジ・バツファア比率が最低単体レバレッジ・バツファア比率の二分の一の比率以上最低単体レバレッジ・バツファア比率の四分の三の比率未満である場合
る改善計画をいう。の提出の求め及びその実行の命令	外部流出制限計画（外部流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の四十パーセントの額から、その事業年度において既に支出した外部流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として外部流出額を制限する内容をいう。）を含む単体レバレッジ・バツファア比率を回復するための合理的と認められる改善計画をい

	レバレッジ・バツ ファー第三区分
場合	単体レバレッジ・バツファー比率が最低単体レバレッジ・バツファー比率の四分の一の比率以上最低単体レバレッジ・バツファー比率の二分の一の比率未満である
う。）の提出の求め及びその実行の命令	外部流出制限計画（外部流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の二十パーセントの額から、その事業年度において既に支出した外部流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合）には、零とする。）を上限として外部流出額を制限する内容をいう。）を含む単体レバレッジ・バツファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求

	レバレッジ・バッファ―第四区分	単体レバレッジ・バッファ―比率が最低単体レバレッジ・バッファ―比率の四分の一の比率未満である場合		め及びその実行の命令
<p>外部流出制限計画（外部流出額を零に制限する内容を含む単体レバレッジ・バッファ―比率を回復するため合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令</p>				

2

法第八十五条第二項の主務省令で定める農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等を含む。以下同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条及び第三条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおりとする。

一 第十二項に規定する連結自己資本比率を指標とする区分

〔表略〕

二 第十三項に規定する連結資本バッファ―比率を指標とする区分

〔表略〕

2

〔同上〕

一 第九項に規定する連結自己資本比率を指標とする区分

〔同上〕

二 第十項に規定する連結資本バッファ―比率を指標とする区分

〔同上〕

三 連結レバレッジ比率（第十七項に規定する連結レバレッジ比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分	レバレッジ非対象区分	レバレッジ第一区分	レバレッジ第二区分	命令
連結レバレッジ比率が最低連結レバレッジ比率以上である場合	連結レバレッジ比率が最低連結レバレッジ比率の二分の一の比率以上最低連結レバレッジ比率の二分の一の比率未満である場合	連結レバレッジ比率が最低連結レバレッジ比率未満である場合	連結レバレッジ比率が最低連結レバレッジ比率の四分の一の比率以上最低連結レバレッジ比率の二分の一の比率未満である場合	命令
		〔略〕	〔略〕	命令
			レバレッジ第二	命令
			連結レバレッジ	命令
			〔略〕	命令

三 連結レバレッジ比率（第十四項に規定する連結レバレッジ比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分	レバレッジ非対象区分	レバレッジ第一区分	レバレッジ第二区分	命令
連結レバレッジ比率が三パーセント以上である場合	連結レバレッジ比率が一・五パーセント以上三パーセント未満である場合	連結レバレッジ比率が〇・七五パーセント以上一・五パーセント未満である場合	連結レバレッジ比率が〇・七五パーセント以上一・五パーセント未満である場合	命令
		〔同上〕	〔同上〕	命令
			レバレッジ第二	命令
			連結レバレッジ	命令
			〔同上〕	命令

区分の二	比率が〇パーセント以上最低連結レバレッジ比率の四分の一の比率未満である場合	命 令	自己資本の充実の状況に係る区分	レバレッジ・バッファ非対象区分	レバレッジ・バッファ第一区分
			連結レバレッジ・バッファ比率が最低連結レバレッジ・バッファ比率以上である場合	連結レバレッジ・バッファ比率が最低連結レバレッジ・バッファ比率の四分の一の比率以上最低連結レバレッジ・バッファ比率	連結レバレッジ・バッファ比率が最低連結レバレッジ・バッファ比率の四分の一の比率以上最低連結レバレッジ・バッファ比率
			外部流出制限計画（外部流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の六十パーセントの額から、その連結会計年度において既に支出		

四 連結レバレッジ・バッファ比率（第十九項に規定する連結レバレッジ・バッファ比率をいう。第三条において同じ。）を指標とする区分

区分の二	比率が〇パーセント以上最低連結レバレッジ比率の四分の一の比率未満である場合	
------	---------------------------------------	--

区分の二	比率が〇パーセント以上〇・七五パーセント未満である場合	
------	-----------------------------	--

「号を加える。」

<p>レバレッジ・バッファ―第二区分</p>	
<p>連結レバレッジ・バッファ―比率が最低連結レバレッジ・バッファ―比率の二分の一の比率以上最低連結レバレッジ・バッファ―比率の四分の三の</p>	<p>率未満である場合</p>
<p>した外部流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として外部流出額を制限する内容をいう。）を含む連結レバレッジ・バッファ―比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令</p> <p>外部流出制限計画（外部流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の四十パーセントの額から、その連結会計年度において既に支出した外部流出額</p>	<p>した外部流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として外部流出額を制限する内容をいう。）を含む連結レバレッジ・バッファ―比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令</p>

<p>レバレッジ・バッファ―第三区分</p>	
<p>連結レバレッジ・バッファ―比率が最低連結レバレッジ・バッファ―比率の四分の一の比率以上最低連結レバレッジ・バッファ―比率の二分の一の比率未満である</p>	<p>比率未満である場合</p>
<p>外部流出制限計画（外部流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の二十パーセントの額から、その連結会計年度において既に支出した外部流出額を控除した額（当</p>	<p>を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として外部流出額を制限する内容をいう。）を含む連結レバレッジ・バッファ―比率を回復するため合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令</p>

<p>レバレッジ・バッファ―第四区分</p>	
<p>連結レバレッジ・バッファ―比率が最低連結レバレッジ・バッファ―比率の四分の一の比率未満である場合</p>	<p>場合</p>
<p>外部流出制限計画（外部流出額を零に制限する内容を含む連結レバレッジ・バッファ―比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命</p>	<p>該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として外部流出額を制限する内容をいう。）を含む連結レバレッジ・バッファ―比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令</p>

3 第一項第一号に掲げる表中「単体自己資本比率」とは、法第五十六条各号に掲げる基準（以下「自己資本比率基準」という。）のうち同条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する単体資本バツファア比率、第八項に規定する単体レバレッジ比率及び第十項に規定する単体レバレッジ・バツファア比率以外の比率をいい、同表中「単体普通出資等Tier1比率」、「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、当該単体自己資本比率のうち当該算式により得られる比率をいう。

4 第一項第二号に掲げる表中「単体資本バツファア比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、前項に規定する単体自己資本比率、第八項に規定する単体レバレッジ比率及び第十項に規定する単体レバレッジ・バツファア比率以外の比率をいう。

5 「略」

6 第一項第二号及び第四号に掲げる表中「外部流出額」とは、農林中央金庫における次に掲げる事由（単体普通出資等Tier1比率（第三項に規定する単体普通出資等Tier1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額の合計額（特別の理由がある場合において農林水産大臣及び金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

一 「略」

3 第一項第一号に掲げる表中「単体自己資本比率」とは、法第五十六条各号に掲げる基準（以下「自己資本比率基準」という。）のうち同条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する単体資本バツファア比率及び第八項に規定する単体レバレッジ比率以外の比率をいい、同表中「単体普通出資等Tier1比率」、「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、当該単体自己資本比率のうち当該算式により得られる比率をいう。

4 第一項第二号に掲げる表中「単体資本バツファア比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、前項に規定する単体自己資本比率及び第八項に規定する単体レバレッジ比率以外の比率をいう。

5 「同上」

6 第一項第二号に掲げる表中「外部流出額」とは、農林中央金庫における次に掲げる事由（単体普通出資等Tier1比率（第三項に規定する単体普通出資等Tier1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額の合計額（特別の理由がある場合において農林水産大臣及び金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

一 「同上」

二 普通出資持分の自己取得（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第二十条第一項の規定による取得を除く。第十五項第二号において同じ。）

〔三〇五 略〕

7 第一項第二号及び第四号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、外部流出制限計画（同項第二号に掲げる表各項（資本バツファー非対象区分の項を除く。）命令欄又は第一項第四号に掲げる表各項（レバレッジ・バツファー非対象区分の項を除く。）命令欄に規定する外部流出制限計画をいう。）の実行に係る事業年度の前事業年度における損益計算書の税引前当期純利益の額に、当該前事業年度において費用として計上された前項に規定する外部流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

8 第一項第三号に掲げる表中「単体レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、第三項に規定する単体自己資本比率、第四項に規定する単体資本バツファー比率及び第十項に規定する単体レバレッジ・バツファー比率以外の比率をいう。

9 第一項第三号に掲げる表中「最低単体レバレッジ比率」とは、法第五十六条第一号に掲げる基準に係る算式において、前項に規定する単体レバレッジ比率について指標となる一定水準の比率をいう。

二 普通出資持分の自己取得（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第二十条第一項の規定による取得を除く。第十一項第二号において同じ。）

〔三〇五 同上〕

7 第一項第二号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、外部流出制限計画（同表各項（資本バツファー非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する外部流出制限計画をいう。）の実行に係る事業年度の前事業年度における損益計算書の税引前当期純利益の額に、当該前事業年度において費用として計上された前項に規定する外部流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

8 第一項第三号に掲げる表中「単体レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、第三項に規定する単体自己資本比率及び第四項に規定する単体資本バツファー比率以外の比率をいう。

〔項を加える。〕

10 第一項第四号に掲げる表中「単体レバレッジ・バッファー比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、第三項に規定する単体自己資本比率、第四項に規定する単体資本バツファ－比率及び第八項に規定する単体レバレッジ比率以外の比率をいう。

11 第一項第四号に掲げる表中「最低単体レバレッジ・バッファ－比率」とは、法第五十六条第一号に掲げる基準に係る算式において、前項に規定する単体レバレッジ・バッファ－比率について指標となる一定水準の比率をいう。

12 第二項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する連結資本バツファ－比率、第十七項に規定する連結レバレッジ比率及び第十九項に規定する連結レバレッジ・バッファ－比率以外の比率をいい、同表中「連結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、当該連結自己資本比率のうち当該算式により得られる比率をいう。

13 第二項第二号に掲げる表中「連結資本バツファ－比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、前項に規定する連結自己資本比率、第十七項に規定する連結レバレッジ比率及び第十九項に規定する連結レバレッジ・バッファ－比率以外の比率をいう。

「項を加える。」

「項を加える。」

9 第二項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する連結資本バツファ－比率及び第十四項に規定する連結レバレッジ比率以外の比率をいい、同表中「連結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、当該連結自己資本比率のうち当該算式により得られる比率をいう。

10 第二項第二号に掲げる表中「連結資本バツファ－比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、第九項に規定する連結自己資本比率及び第十四項に規定する連結レバレッジ比率以外の比率をいう。

14 「略」

15 第二項第二号及び第四号に掲げる表中「外部流出額」とは、農林中央金庫及びその子会社等（農林中央金庫及びその子会社等の連結自己資本比率（第十二項に規定する連結自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。）の算出に当たり農林中央金庫の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通出資等Tier 1比率（第十二項に規定する連結普通出資等Tier 1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額（農林中央金庫及びその子会社等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において農林水産大臣及び金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

「一〇三 略」

四 その他Tier 1資本調達手段（第十二項に規定する連結Tier 1比率に算入することができる資本調達手段をいい、連結普通出資等Tier 1比率に算入することができる資本調達手段を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

「五・六 略」

16 第二項第二号及び第四号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、外部流出制限計画（同項第二号に掲げる表各項（資本バツファー非対象区分の項を除く。）命令欄又は第二項第四号に掲げる表各項（レバレッジ・バツファー非対象区分の項を除く。）命令欄に規定する外部流出制限計画をいう。）の

11 「同上」

12 第二項第二号に掲げる表中「外部流出額」とは、農林中央金庫及びその子会社等（農林中央金庫及びその子会社等の連結自己資本比率（第九項に規定する連結自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。）の算出に当たり農林中央金庫の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通出資等Tier 1比率（第九項に規定する連結普通出資等Tier 1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額（農林中央金庫及びその子会社等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において農林水産大臣及び金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

「一〇三 同上」

四 その他Tier 1資本調達手段（第九項に規定する連結Tier 1比率に算入することができる資本調達手段をいい、連結普通出資等Tier 1比率に算入することができる資本調達手段を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

「五・六 同上」

13 第二項第二号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、外部流出制限計画（同表各項（資本バツファー非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する外部流出制限計画をいう。）の実行に係る連結会計年度の前連結会計年度における連結損益計算書の税金等調整前当期純利益の額に、当該前連結会計年

実行に係る連結会計年度の前連結会計年度における連結損益計算書の税金等調整前当期純利益の額に、当該前連結会計年度において費用として計上された前項に規定する外部流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

17 第二項第三号に掲げる表中「連結レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、第十二項に規定する連結自己資本比率、第十三項に規定する連結資本バッファ率及び第十九項に規定する連結レバレッジ・バッファ率以外の比率をいう。

18 第二項第三号に掲げる表中「最低連結レバレッジ比率」とは、法第五十六条第二号に掲げる基準に係る算式において、前項に規定する連結レバレッジ比率について指標となる一定水準の比率をいう。

19 第二項第四号に掲げる表中「連結レバレッジ・バッファ率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、第十二項に規定する連結自己資本比率、第十三項に規定する連結資本バッファ率及び第十七項に規定する連結レバレッジ比率以外の比率をいう。

20 第二項第四号に掲げる表中「最低連結レバレッジ・バッファ率」とは、法第五十六条第二号に掲げる基準に係る算式において、前項に規定する連結レバレッジ・バッファ率

度において費用として計上された前項に規定する外部流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

14 第二項第三号に掲げる表中「連結レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、第九項に規定する連結自己資本比率及び第十項に規定する連結資本バッファ率以外の比率をいう。

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

率について指標となる一定水準の比率をいう。

第三条 農林中央金庫は、外部流出制限計画（第一条第一項第二号に掲げる表各項（資本バツファー非対象区分の項を除く。）命令欄、同条第一項第四号に掲げる表各項（レバレッジ・バツファー非対象区分の項を除く。）命令欄、同条第二項第二号に掲げる表各項（資本バツファー非対象区分の項を除く。）命令欄又は同条第二項第四号に掲げる表各項（レバレッジ・バツファー非対象区分の項を除く。）命令欄に規定する外部流出制限計画をいう。以下この条において同じ。）の実行に係る事業年度又は連結会計年度に続く事業年度又は連結会計年度において、業務報告書（法第八十条第一項又は第二項の規定による業務報告書をいう。）に記載した資本バツファー比率（単体資本バツファー比率又は連結資本バツファー比率をいう。）又はレバレッジ・バツファー比率（単体レバレッジ・バツファー比率又は連結レバレッジ・バツファー比率をいう。）に対応する第一条第一項第二号若しくは第二項第二号又は同条第一項第四号若しくは第二項第四号に掲げる表の自己資本の充実の状況に係る区分（それぞれ資本バツファー非対象区分又はレバレッジ・バツファー非対象区分を除く。以下この条において「業務報告書に記載した資本バツファー比率又はレバレッジ・バツファー比率に係る区分」という。）が、従前に該当していた区分と異なる場合には、農林中央金庫は、業務報告書に記載した資本バツファー比率又はレバレッジ・バツファー比率に係る区分に係る外部流出制

第三条 農林中央金庫は、外部流出制限計画（第一条第一項第二号に掲げる表各項（資本バツファー非対象区分の項を除く。）命令の欄又は同条第二項第二号に掲げる表各項（資本バツファー非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する外部流出制限計画をいう。以下この条において同じ。）の実行に係る事業年度又は連結会計年度に続く事業年度又は連結会計年度において、業務報告書（法第八十条第一項又は第二項の規定による業務報告書をいう。以下この条において同じ。）に記載した資本バツファー比率（単体資本バツファー比率又は連結資本バツファー比率をいう。以下この条において同じ。）に対応する第一条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる表の自己資本の充実の状況に係る区分（これらの表の資本バツファー非対象区分を除く。以下この条において「業務報告書に記載した資本バツファー比率に係る区分」という。）が、従前に該当していた区分と異なる場合には、農林中央金庫は、業務報告書に記載した資本バツファー比率に係る区分に係る外部流出制限計画を速やかに農林水産大臣及び金融庁長官に提出するものとする。この場合において、これらの表の区分に応じた命令は、業務報告書に記載した資本バツファー比率に係る区分に掲げる命令とする。

<p>限計画を速やかに農林水産大臣及び金融庁長官に提出するものとする。この場合において、これらの表の区分に応じた命令は、業務報告書に記載した資本バツファア率又はレバレッジ・バツファア率に係る区分に掲げる命令とする。</p>	
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	